

くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業 (中山間地域等組織化支援)

＜事業目的＞

中山間地域等の土地利用型農業における生産コスト低減を図るため、共同利用・組織化に必要な機械導入を支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 農業の国際化が進む中、国内外の価格競争の激化に対応し、生産コストの削減が必要です。
- ・ 米を中心とした土地利用型農業の場合、スケールメリットを生かせる規模への経営面積の拡大によるコスト低減が考えられますが、小区画、傾斜、遠隔等の農地が多い中山間地域の場合、機械の共同利用によるコスト低減が必要です。
- ・ 中山間地域では、農業者の高齢化が進む中、依然として構造改革が進んでおらず、土地利用型農業の継続や農地の維持が懸念されています。
- ・ このため、中山間地域等での共同利用機械導入を支援することで、組織的営農の形成を促し、中山間地域等での土地利用型農業の低コスト化を推進します。

＜事業内容＞

1 中山間地域等組織化支援

中山間地域等でも効率的作業が可能な小型高性能機械、地域に適合した省力低コスト技術の導入に必要な機械、特色ある米作りに必要な機械等、中山間地域等での組織的営農のために必要な共同利用機械の導入を支援

○ 事業主体：地域営農組織等 ○ 補助率：1/2 以内

＜採択要件＞

- 1 農業者で組織される団体等であって、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 2 市町村等が策定する地域計画等に事業実施主体が記載されていること、または、当年度中に記載される予定である旨を記した市町村等による文書を提出すること。
- 3 農地及び組織の現況が以下（1）～（2）の両方に該当し、かつ、当該地域において主に活動する組織であり、対象作物（米、麦、大豆）を生産する計画であること。
なお、新規設立の組織においては当年の計画を現況とする。
（1）受益農地の過半が地域農業類型区分の3（中間農業地域）または4（山間農業地域）に該当すること。
（2）次の①～③のいずれかに該当
①経営面積（現況）が30ha以下
②設立5年以内
③平均筆面積20a未満
- 4 助成の対象とする農業機械等は、原則として、動産総合保険等の保険（盗難補償や自然災害等に対する補償等）に加入すること。

【お問い合わせ先：農産園芸課 水田総合推進班 096-333-2388】

くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業「中山間地域等組織化支援」

土地利用型農業

平坦地：農地集積を積極的に進め、広域農場等の中・大型機械化体系を推進

中山間地域：農地条件等に応じた施策を展開（平坦地とは同じ取組は困難）

中山間地域における 土地利用型農業を取り巻く環境

＜中山間地域の現状＞

- 小さな区画、傾斜地が多く、作業効率が悪い
- 零細な個別経営が多く、高齢化が進行



- 組織的な農業が育っていない
- 圃場条件等によりコスト高とならざるを得ない

ステップ1

中山間地域等組織化支援 の実施

- ・条件不利地でも作業効率を高められる生産組織の育成
- ・地域の実態に応じた技術の導入



(手押しバインダー)

(小型ケレンタンクコンバイン)

(小型汎用コンバイン)

- 有機農業等の高付加価値稲作を行いつつ、土地利用型部門のコストを削減し、農地を守りながら、一定の収入が確保できる組織を育成

更なる ステップ

地域の話し合いによる
集落機能の活性化

- 省力化による余剰労力を活用した高収益作物への展開（経営の複合化）
→ 所得の確保
- 生産組織の法人化による雇用
→ 担い手の確保
- 基盤整備への気運醸成
→ 営農基盤の強化等の展開が可能

持続可能な営農の確立

種子産地強化整備緊急支援事業

<事業目的>

将来にわたって主要農作物（米・麦・大豆）の優良な種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを図るため、種子生産体制の維持・強化に必要な機械導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 県では、種子条例に基づき「熊本県種子産地強化計画」を策定し、将来にわたって優良種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを進めています。
- ・ 種子生産は主食用米と比較して高収益で需要も安定していますが、主産地である中山間地域では経営規模が小さく、高齢化や後継者不足も深刻なことから、種子産地の維持が困難となることが懸念されます。
- ・ このため、種子生産に必要な高性能機械の導入や共同利用を支援することにより、生産効率の向上を図り、種子生産体制の維持・強化を推進する必要があります。

<事業内容>

- ・ 種子生産の効率を高める高性能機械の導入を支援
- ・ 継続的な種子生産体制構築のための共同利用機械の導入を支援

<事業実施主体>

種子生産者※、又はその組織する団体

※熊本県主要農作物改良協会の委託を受けて種子生産を行う（予定を含む）者

<補助率>

補助率 1/3 以内

<採択要件>

- (1) 種子生産において低コスト化、効率化が図られる計画であること。
- (2) 熊本県種子産地強化計画及び種子産地強化ビジョンに位置付けられていること。

【お問い合わせ先：農産園芸課 農産振興班 096-333-2389】

種子産地強化整備緊急支援事業

【物価高騰への対応】

予算額 18.3百万円（全額国費）

種子産地強化整備緊急支援事業[農産園芸課]

○生産資材など農業生産コストが上昇する中において、「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例」及び「種子産地強化計画」の趣旨に沿った機械導入を支援することにより、県内種子産地の生産体制の維持・強化を図り、将来にわたって主要農作物の優良な種子を安定生産・供給可能な産地づくりをめざす。

<現状・課題>

【種子産地の現状】

- 高齢化と後継者不足（10年後は7割以上が70歳以上）
- 中山間地域など条件不利地での栽培が多い。



種子産地の存続、将来にわたる種子の安定生産・供給への不安

【課題解決の方向】

- 「種子産地強化計画」の実現

基本
目標

生産者及びほ場の確保

種子生産技術の維持・継承

★機械及び施設等生産設備の確保

- 機械による効率化・低コスト化が必須。
- 異品種等混入を避けるため、機械は単一品種かつ種子専用での使用が必須。

近年の物価高騰により農機具価格が上昇

	R2	R6	上昇率
コンバイン (4条刈)	8,440	10,099	19.7%
田植機 (8条刈)	3,770	4,491	19.1%

過去5年間で
約2割UP

〈農機具希望小売価格
(K社)〉

【推進方針】

⇒ 種子生産の継続のため、計画的な農業機械の更新を支援

【令和6年度実施状況】（R6.6補）

- 事業費：8,767千円（補助金額2,656千円、執行率53%）

【令和7年度実施状況】（R6.2補）

- 事業費：37,649千円（補助金額11,399千円、執行率60%）

<事業概要>

重点支援交付金

- 全体事業費：59.8百万円（県事業費：18.3百万円）

○事業内容

- ・種子生産の効率を高める高性能機械の導入
- ・継続的な種子生産体制構築のための共同利用機械の導入

- 負担割合 県1/3、事業主体2/3

- 事業主体 種子生産者※、又はその組織する団体

※熊本県主要農作物改良協会の委託を受けて種子生産を行う（予定を含む）者

<イメージ図>

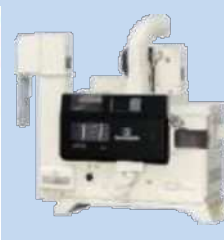
<導入認定機械の例>



高性能田植機



選別機・充填機



コンバイン

<期待される効果>

種子生産設備
の維持・更新



種子生産体制
の強化・継承



将来にわたる種子の安定
生産・供給の継続

持続的種子生産総合対策事業

<事業目的>

将来にわたって主要農作物（米・麦・大豆）の優良な種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを図るため、新規種子生産者獲得や新規品種導入に必要な取組や機械等導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 県では、種子条例に基づき「熊本県種子産地強化計画」を策定し、将来にわたって優良種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを進めています。
- ・ 種子生産は主食用米と比較して高収益で需要も安定していますが、主産地である中山間地域では高齢化や後継者不足が深刻なことから、新たな種子生産者の確保と産地育成が喫緊の課題となっています。
- ・ このため、新規種子生産者獲得やニーズに応じた新規品種種子の導入に必要な取組や機械等の導入を支援し、優良種子の安定的な生産・供給体制の構築を図る必要があります。

<事業内容>

- 1 種子生産への新規参入の促進支援
新たに種子生産に取組む農業者に対して支援します。
- 2 新規導入品種の増産体制構築に対する支援
多様なニーズに対応した新規導入品種への転換や、新規種子生産者の育成に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や機械導入を支援します。

<事業実施主体>

農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体

<補助率>

補助率 定額、機械導入については1/2

※導入する機械等は、50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする

<採択要件>

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 種子生産への新規参入は、新たに種子生産に取組む者であること
- ・ 新規導入品種は、高温耐性品種、多収品種、米粉用品種等であり、新規に導入する品種であること
- ・ 受益者は環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと

【お問い合わせ先：農産園芸課 農産振興班 096-333-2389】

持続的種子生産総合対策事業

新

予算額13百万円(全額国費)
 持続的種子生産総合対策事業[農産園芸課]

- 稲・麦類・大豆の種子生産においては、担い手の減少と高齢化の進行により種子生産体制の維持継続が困難な状況となっており、持続的な種子生産のための新規生産者・新規種子産地の確保や新規導入品種への対応における生産・供給体制の構築及び強化が課題。
- 稲・麦類・大豆の種子の新規生産者獲得や新規導入品種への対応に必要な取組及び機械等の整備を支援。

<現状・課題>

国の動向・県の対応

【種子生産の現状】

- 関連条例・計画の策定
 - 平成30年 種子法廃止
 - 令和元年 種子条例制定
 - 令和5年 種子産地強化計画策定(県計画)
 - 令和6年 種子産地強化ビジョン策定(種子産地計画)
- ビジョンにおける産地の現状と課題
 - ・生産者：リタイアが増、新規参入確保が課題
 - ・採種地：新規導入品種の採種地の確保が必要
 - ・技術：種子合格率が低下、技術向上が課題
 - ・設備：コスト低減に向け共同利用化を推進

課題解決に向けた取組を加速化し、計画の確実な実行につなげる必要

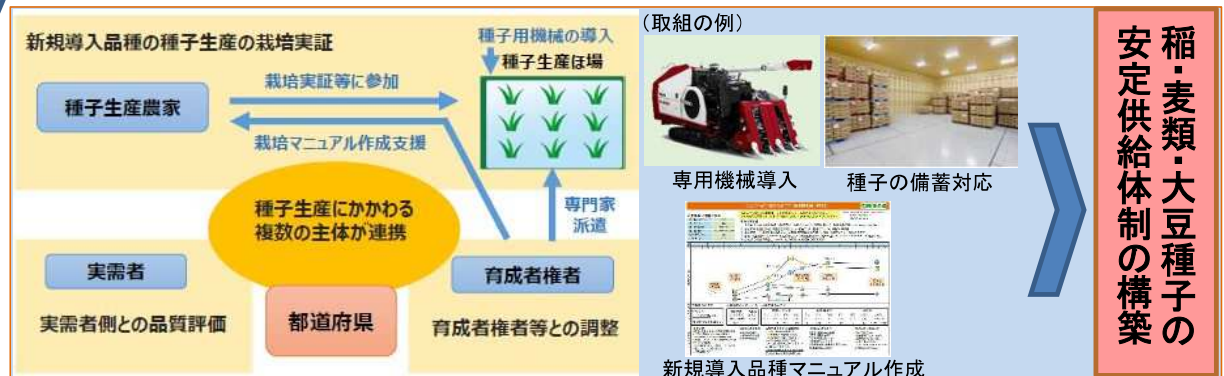
【国の予算化の状況】

- 令和8年度当初予算にて概算要求(新規)
 - ・種子生産新規参入促進(70百万円)
 - ・新規導入品種増産体制構築(90百万円)
 - ・需要変化対応種子供給体制強化(297百万円)

<事業概要>

- 全体事業費：23百万円(県事業費13百万円)
- 事業内容
 - 種子生産新規参入促進、新規導入品種増産体制構築、需要変化に対応した種子供給体制強化への支援
- 負担割合：国：定額(機械導入の取組については 国：1/2、実施主体：1/2)
 (補助金の流れ：国⇒ 県⇒ 事業実施主体)
- 事業主体：農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体
- 事業期間：令和8年度～

<イメージ図>



攻めの園芸緊急生産対策事業

<事業目的>

生産資材価格高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫する中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、PQCの最適化に資する取組みを緊急で支援し、生産力強化や労働生産性向上により未来につながる産地の構築を図る。

<背景／課題>

- ・ 生産資材物価高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫しています。
- ・ 頻発する気象災害や担い手の減少、高齢化など、本県園芸を取りまく環境は厳しさを増しています。
- ・ こうした状況への対応として、P=Price（販売価格）、Q=Quantity（生産、出荷量）の増大、C=Cost（生産経費）の削減への取組みを進め、生産力強化や労働生産性向上により、未来につながる産地づくりが必要です。

<事業内容>

- ・ スマート農業関連機器、収量向上施設・機械、病害虫防除施設・機械、省力生産施設・機械、省エネ生産施設・機械等の導入、耐風性ハウス、防風施設、果樹強化棚の導入及びハウス補強に要する経費を支援
- ・ さく井・灌水施設、果樹の新植・改植
- ・ 高温対策に要する経費を支援
 - 事業主体：農業協同組合、農協連等、農業者の組織する団体、農業生産法人
 - 補助率：1/3以内、1/2以内

<採択要件>

- 1 「攻めの園芸」実践プランを策定した地域で、かつ、その具現化に資する内容であること。
- 2 受益戸数は3戸以上あること。
- 3 受益者は認定農業者等地域農業の担い手であること。
- 4 熊本県野菜・果樹・花き農業振興計画に掲げる振興品目であること。もしくは中山間農業モデル地区支援事業の取組み品目であること。
- 5 整備対象とする施設・機械等は、国庫事業の採択基準を満たさないものとする。
- 6 施設・機械等の詳細規模等は別途採択基準書による。

【お問い合わせ先：農産園芸課 果樹班 096-333-2393】

攻めの園芸緊急生産対策事業

事業の目的

頻発する気象災害や担い手の減少、高齢化等、本県園芸を取りまく環境が厳しさを増す中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、生産基盤強化を図り、PQCの最適化に資する農業機械・施設の導入を支援し、未来につながる産地の構築を図る。

事業主体

農業協同組合、農協連、農業者の組織する団体、農業生産法人等

補助率

1/3以内

事業内容（施設・機械等の導入に対する助成）

スマート農業関連機器、収量向上施設・機械、病虫害防除施設・機械、省力生産施設・機械、省エネ生産施設・機械等、耐風性ハウスの導入、果樹強化棚の導入、ハウス補強、遮光、鮮度保持、地温抑制資材等の導入

補助率

1/2以内

事業内容（生産基盤強化に対する助成）

さく井、果樹の改植・新植



スマート農業関連機器



省エネ施設



高性能省力機械



耐風性ハウス



果樹強化棚



遮光ネット

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

<事業目的>

県内の各地域で作付けされている地域特産物の生産活動を支援することで、生産の安定化と収益性の向上を図り、産地の維持や拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・ 葉たばこは、生産・収穫・乾操作業の低コスト化・省力化や病害虫対策による品質・収量の安定が必要となっています。
- ・ 茶は、価格低迷が続く中、被覆栽培による品質向上、省力機械の導入、晩霜害対策による収益性の向上を図る必要があります。また、傾斜地や山間地等の条件不利地での栽培が多いため、生産性向上に向けた園地改良も課題です。
- ・ 各地域でそば、なたね等の地域特産物生産が行われていますが、その取組は「点的」取組みも多く、生産に必要な省力機械の導入支援など生産体制づくりを図る必要があります。

<事業内容>

市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特産農作物振興のための生産から販売に至るまでに必要な施設や機械の整備などを支援します。

①小規模土地基盤整備、②施設・機械整備、③茶園台切り更新の支援

<事業主体>

市町村、農協、市町村・農協等が組織する団体、農業者の組織する団体、地域計位置付けられた担い手

<補助率>

①②：1/3 以内（但し、茶園被覆資材及び県育成茶品種「熊本 TC01」の新改植は1/2 以内。）

③：定額

<採択要件>

- (1) 対象作物の振興計画が策定されていること又は策定が見込まれること。
- (2) 市町村、農業協同組合、市町村・農業協同組合等が組織する団体、農業者の組織する団体等からの申請にあたっては受益戸数3戸以上とし、受益者の中に認定農業者又は認定を志向する農業者が含まれていること。
- (3) 地域計画の目標地図に位置づけられた担い手（事業実施年度内に地域計画へ位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）からの申請については、事業主体が地域計画の目標地図へ位置づけられた担い手であり、かつ、対象品目についておおむね1ha以上の経営面積を有していること。
- (4) 小規模土地基盤整備については、受益面積1ha未満とし、新植についてはその限りではない。
- (5) 新植及び改植は永年作物に限る。
- (6) 農作物被害防止施設については、4ha未満とする。
- (7) 機械は、原則として本体1台当たり取得価格50万円以上を対象とする。
- (8) 附帯機械については、本体と同時に導入する場合に限る。
- (9) 機械の機能強化については、事業費が30万円を超える場合に限る。

【お問い合わせ先：農産園芸課 花き・い業・特産班 096-333-2390】

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

背景

【お茶】
山間地等の条件不利地での栽培が多く、園地改良や、晩霜害対策による収益性の向上を図る必要。

【葉たばこ】
生産、収穫・乾燥作業の低コスト化・省力化や病虫害対策による品質・収量の安定が必要

【そば、なたね等の地域特産物】
未だ「点」的取組にとどまっており、生産体制の確立までには至っていない。

県内の各地域で作付けされている特産物の生産活動を支援

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

補助対象(事業主体)

- ・市町村
- ・農協
- ・市町村・農協等が組織する団体
- ・農業者の組織する団体等
- ・地域計画の目標地図に位置づけられた担い手

対象品目

葉たばこ、茶、そば、小豆、きび、あわ、なたね(油料用)、ごま、シモン芋、ヤーコン、薬用作物、サンショウ、ギンナン、加工用かんしょ

事業内容

①小規模土地基盤整備
園地改良、新植、改植

補助率: 1/3以内

②施設・機械設備
育苗施設、栽培施設等
乾燥調製機械、処理加工機械、
定植機、作業管理機、土壌消毒機、
溝掘り機等

①②補助率: 1/3以内

①のうち県育成茶品種「熊本TC01」の新改植は1/2以内

②のうち茶園被覆資材の導入は1/2以内

③茶園台切り更新

③定額(上限15千円/10a)

<スケジュール>

4月: 要望調査 → 5~6月: ヒアリング・内報 → 6~7月: 計画承認申請・内示

期待される成果

経済作物としての生産体制の確立

生産性の向上

農家の所得向上

生産体制強化による産地の維持拡大

産地パワーアップ事業

(国事業：産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）)

<事業目的>

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域等、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、平場、中山間地域など、地域の強みを活かしたイノベーションの促進で、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があります。

<主な内容>

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

1 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入、施設整備、資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組（計画策定や技術実証に要する経費）

2 支援対象者

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等

<採択要件>

(1) 整備事業（施設整備関係）

- ・ 成果目標の基準を満たしていること。
- ・ 面積要件等を満たしていること。
- ・ 当該施設等の整備によるすべての効用によって、すべての費用を償うことが見込まれること。

(2) 生産支援事業（機械導入、リース・資材導入関係）

- ・ 成果目標の基準を満たしていること。
- ・ 面積要件等を満たしていること。

【お問い合わせ先：農産園芸課 生産企画班 096-333-2387】

53 産地生産基盤パワーアップ事業

令和7年度補正予算額 8,000百万円

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

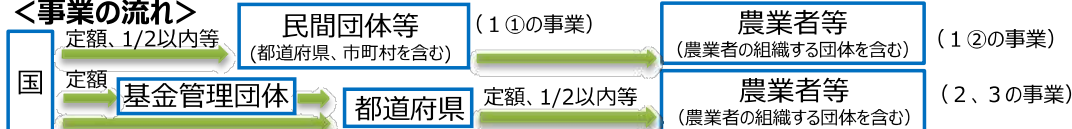
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械
- 果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- 特別枠の設定
- スマート農業推進枠
- 施設園芸エネルギー転換枠
- 持続的畑作確立枠
- 土地利用型作物種子枠
- 施設整備
- 推進枠の設定
- 中山間地域の体制整備

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 生産基盤の強化
- 堆肥等を活用した土づくり

[お問い合わせ先]

- (1 ①、2 の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- (3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

強い農業づくり支援事業 (強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ)

<対策のポイント>

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等の構築が必要となります。

<主な内容>

- 1 産地の収益力の強化
高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備や再編を支援
- 2 対象施設
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 等

<採択要件>

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

【お問い合わせ先：農産園芸課 生産企画班 096-333-2387】

強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算概算決定額 12,013百万円（前年度 11,952百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

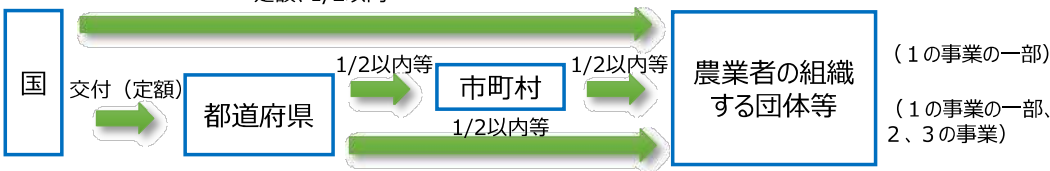
国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に**必要なストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2以内



<事業イメージ>

農業構造の転換を支援	1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金） ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画（3年） 新たな食料システムを実践・実証するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。 「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援	食料システム構築計画のイメージ 【①生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 【②供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 【③実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設 等 拠点事業者 + 連携者
	2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2.①のメニューとは別枠で 国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成 といった 重点政策の推進 に必要な 施設の整備	
	3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円 食品流通の合理化	

【お問い合わせ先】

- (1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (3の事業) 新事業食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

自給飼料増産総合対策事業

<事業目的>

飼料生産・調製の外部支援組織（コントラクター等）の育成・強化や阿蘇地域を中心とする採草地や放牧を活用した自給飼料の増産など、地域飼料基盤に立脚した畜産への転換を進める総合的な対策を実施することで、持続的な酪農・肉用牛経営の実現を図ります。

<背景／課題>

- ・ 世界情勢不安などの予測不能な事態は、輸入依存度の高い飼料の長期的な価格高騰を招き、国産飼料基盤の重要性を再認識する契機になっており、酪農・肉用牛経営の一層の体質強化を図るためには、生産コストの半数近くを占める飼料費の削減が不可欠です。
- ・ また、高齢化や規模拡大に対応した自給飼料生産・調製に係る労働力の確保も重要です。

<事業内容>

- 1 飼料生産組織育成・強化等支援事業
既存コントラクター及びTMRセンター運営強化や新規コントラクター及びTMRセンターの設立準備、国産飼料の生産性向上の取組を支援します。
- 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業
阿蘇地域を中心とする県内の採草地等を活用し、草地更新や土壌改良などの取組を支援します。
- 3 放牧活用型総合支援事業
阿蘇地域を中心とする県内の放牧地等を活用し、放牧拡大のための環境整備の取組を支援します。

<補助率>1/2以内

<事業主体>

市町村、農協、農協連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、営農集団（3戸以上の農家集団）等

<採択要件>

- ・ 事業主体が営農集団の場合は、3戸以上の農家集団であること。
また、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約で定めていること。
- ・ 事業実施による成果目標を定めていること。
- ・ 事業実施に当たって関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。
- ・ 2及び3の事業にあっては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、他の国庫補助金等と重複しないこと。
- ・ 3の事業にあっては、放牧の取組に対し中長期的な計画を策定していること。

【お問い合わせ先：畜産課 草地飼料班 096-333-2399】

自給飼料増産総合対策事業

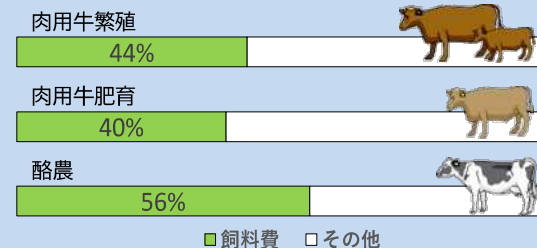
【自給飼料増産及び省力化への対応】

- 自給飼料は、国際情勢の変化に左右されにくい、コスト削減等の経営的なメリットもある。
- しかし、近年、農家の高齢化、規模拡大等により、労働力不足や機械設備の高騰等から農家個人での自給飼料生産は難しい状況になってきている。
- 飼料生産・調製の外部支援組織の育成・強化や阿蘇地域を中心とする採草地や放牧を活用した自給飼料の増産など、国産飼料基盤に立脚した畜産への転換を進め、持続的な酪農・肉用牛経営の実現を図る。

<現状・課題>

- 酪農・肉用牛経営では規模拡大が進展。一方、中小規模の家族経営が大半を占めている。
- 中小規模の家族経営では、高齢化、後継者不足による離農も深刻。
- 生産コストに占める飼料費の割合が高い。

生産コストに占める飼料費割合



- 自給飼料生産・調製に係る労働力不足
- 肥料等の生産資材が高止まり
- 県内の放牧頭数の減少

- 飼料生産・調製に係る外部支援組織等の育成・強化
- 自給飼料生産・利用基盤の強化

<事業概要>

- 全体事業費 43,406千円 (県事業費3,406千円)
- 事業内容
 - (1)(2) 飼料流通対策事業 (県事務費814千円)
飼料安全法に基づく立入検査、食の安全安心推進条例に基づく畜産物検査
 - (3)(4) 飼料生産組織育成・強化等支援事業 (補助事業費2,374千円、県事務費218千円)
コントラクター・TMRセンター等の育成・強化、自給飼料利用基盤の強化
 - (5) 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 (事業費20,000千円)
採草地の土壤改良・草地更新による自給飼料増産推進
 - 新**(6) 放牧活用型総合支援事業 (事業費20,000千円)
放牧拡大推進による自給飼料増産推進
- 負担割合 (1)(2)(4): 県10/10、(3): 県1/2、(5)、(6): 県1/2 **重点支援交付金**
- 事業主体 農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する団体
- 事業期間 (1)~(4) 令和3年度~、(5)(6) 令和7年度(2月補正)

<イメージ図>

- ◆ **コントラクター・TMRセンター等育成・強化** ◆ **自給飼料利用基盤強化**
 - 既存組織運営強化支援
 - ・ 既存コントラクターの受託作業の拡大
 - 新規組織設立準備支援
 - ・ 新規コントラクター等組織の設立支援
- ◆ **土壤改良・草地更新による採草地での自給飼料の増産**
 - ・ 阿蘇地域を中心とする県内の採草地等を活用し、草地更新や土壤改良などの取組を支援
- ◆ **放牧環境整備による放牧活用での自給飼料の増産**
 - ・ 阿蘇地域を中心とする県内の放牧地を活用し、放牧拡大のための環境整備の取組を支援



畜産クラスター事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

<事業目的>

生産基盤の維持・拡大のため、高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策等を進めることにより、畜産・酪農の収益性向上を図ります。

<背景／課題>

- ・ 畜産・酪農の体質強化を図るためには、施設整備、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要です。
- ・ このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要となります。

<事業内容>

- 1 整備事業
畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う飼養管理施設や自給飼料関係施設等の整備を支援
- 2 推進事業
市町村等の事務推進に対する支援

<事業主体>

- 1：畜産クラスター協議会、2：市町村、畜産クラスター協議会等

<補助率>

- 1：1/2 以内、2：事業費の1%以内、充当率 1/2 以内

<採択要件>

- ・ 地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、地域の関係者が参画する畜産クラスター協議会を設立していること。
- ・ 畜産クラスター協議会は、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画を策定し、知事の認定を受けること。
- ・ 取組主体は、原則、3年以内に法人化すること。ただし、次の全てを満たす場合は、法人化不要（①青色申告の実施、②後継者がいること（又は経営者が45歳未満であること）、③知事特認を受けること）。

(収益性向上タイプ)

- ・ 施設整備に当たっては、整備の結果、生産効率の改善により、1頭当たり販売額の増加、生産コストの低減、所得の増加から成果目標を設定。
- ・ 搾乳牛舎の整備については、1頭当たり飼料作付面積が要件（10a）

(持続性向上タイプ)

- ・ 国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止から成果目標を設定。

【お問い合わせ先：畜産課 経営環境班 096-333-2398】

畜産クラスター事業について

各地域の畜産関係者が連携・結集した「畜産クラスター協議会」を整備し、畜産クラスター計画を策定するとともに、計画に位置付けられた中心的な経営体を支援することにより、地域ぐるみで足腰の強い高収益型の畜産・酪農を実現します。

A 施設整備事業(ハード)

1 事業内容

中心的な経営体の施設整備等への支援

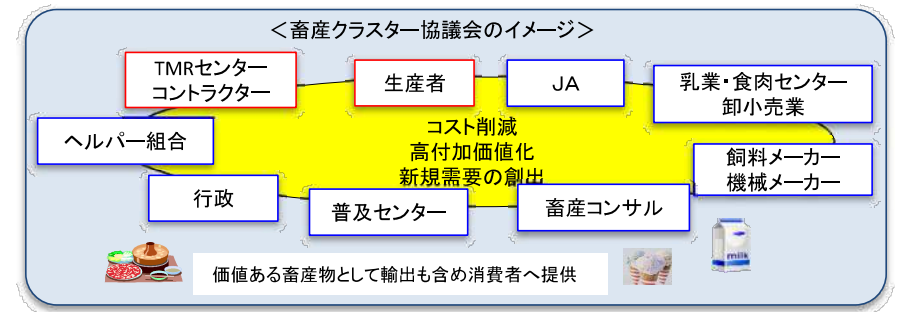
2 補助率: 1/2以内

3 補助対象

家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、これら施設の補改修 等

4 事業スキーム

国 ⇄ 県 ⇄ 市町村 ⇄ 協議会 ⇄ 取組主体



B 機械導入事業(機械リース)

1 事業内容

中心的な経営体の機械のリース導入への支援

2 補助率: 1/2以内

3 補助対象

生産コスト低減、高付加価値化、飼料自給率の向上等に資する機械装置

4 事業スキーム:

(事業申請・承認)国⇄中央畜産会⇄県畜産協会⇄協議会⇄取組主体
(補助金交付) 中央畜産会⇒リース会社



ミルクングパーラー



飼料調製施設



畜産環境対策施設



搾乳ロボット



バルククーラー



汎用型(稲WCS、トモロシ等に活用)飼料収穫機

C 調査・実証事業(ソフト)

1 事業内容

地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実証及び実証された成果に基づく畜産クラスター計画の作成への支援

2 補助率: 定額

3 補助対象 収益力向上に向けた取組の実証

4 事業スキーム: 国の直接採択



家畜導入事業

<事業目的>

肉用牛の能力の向上・斉一化の促進及び肉用牛資源の拡大並びに乳用牛の高品質生乳の安定生産及び乳用牛の資質の向上を図ります。

<背景／課題>

- ・ 熊本県の肉用牛飼養頭数は、全国第4位の肉用牛生産県です。県産肉用牛のブランド力向上のためには肉量・肉質についてのさらなる向上が必要となっています。肉量・肉質については遺伝的要因（父牛・母牛の産肉能力）が大きいことから県内の繁殖雌牛の産肉能力を高める必要があります。
- ・ また、乳用牛飼養頭数は、全国第3位で西日本一の酪農県です。酪農家戸数の減少が続いていますが、規模拡大や乳用牛の生産能力の向上により生乳生産量の維持を図ることを目標としています。本県では、令和8年度に「熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画（目標：令和12年度）」を策定し、肉用種及び乳用種の改良・増殖を推進することとしています。

<事業内容>

家畜導入事業

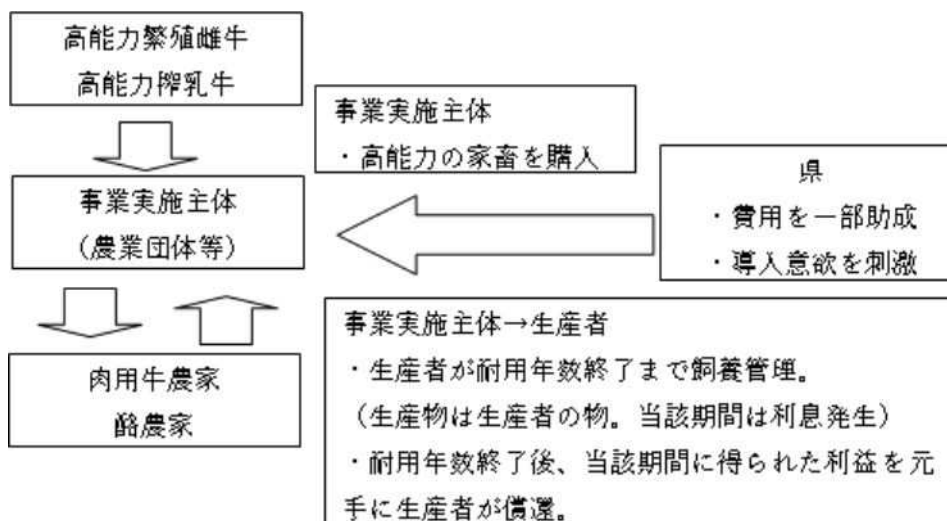
1 肉用牛導入

事業主体が市場から繁殖雌牛を購入して、優良雌牛の整備・増頭意欲を有する農家に家畜を貸し付ける事業に対し、事業主体に家畜の購入費用の一部を奨励金として交付する。

2 高品質乳用牛導入

事業主体が市場から搾乳素牛を購入して、優良雌牛の整備・増頭意欲を有する農家に家畜を貸し付ける事業に対し、事業主体に家畜の購入費用の一部を奨励金として交付する。

【事業の仕組み・体系図】



<事業主体>

農協、農協連合会

<交付額>

定額

※上限額

- 1 肉用牛導入：92 千円／頭
- 2 高品質乳用牛導入：72 千円／頭

<採択要件>

事業主体は、肉用牛導入の場合は次の(1)から(3)まで、高品質乳用牛導入の場合は次の(1)、(2)及び(4)の要件を満たすこと。

- (1)円滑に事業を実施する事務能力を有すること。
- (2)事業実施計画に基づき家畜を導入できること。
- (3)導入対象者に対し、肉用繁殖雌牛の飼養管理、飼料作物の生産利用等について指導を継続して行うことができること。
- (4)生乳出荷計画を作成し、導入対象者に対し、乳用牛の飼養管理、乳用牛群の整備等について指導を継続して行うことができること。

<その他留意点>

- ・本事業は、国交付金を活用した事業であることから、類似の家畜導入に係る国の他事業との重複は認められません。

【お問い合わせ先：畜産課 生産振興班 096-333-2401】

農地利用効率化等支援交付金事業

<事業目的>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要
な農業用機械・施設の導入を支援します。

<背景／課題>

農業の持続的な発展を確保しつつ、食料の安定供給を図っていくためには、地域計画のうち目
標地図に位置付けられた者等多様な農業経営者の経営発展を支援していくことが重要です。

<事業内容>

230,000 千円

1 融資主体支援タイプ

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営
体に対して、支援を行います。

補助率：国 3/10 以内 上限額：300 万円（目標地図に位置付けられた者のうち目標年
度の経営面積が別途定める基準以上となる者は上限を 600 万円に引き上げ）

2 条件不利地域支援タイプ

経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等によ
り、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するために必要となる
共同利用機械等の導入を支援します。

補助率：国 1/2 以内（ただし、農業用機械 1/3 以内） 上限額：4,000 万円

<対象者の要件>

(1) 融資主体支援タイプ

対象者は地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営
農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者等）

※新規就農者：認定農業者又は認定就農者に限る。

(2) 条件不利地域タイプ

農家 3 戸以上が構成員に含まれる団体で、当該農家が全体の議決権の過半を占める団体等

【お問い合わせ先：事業内容 1、2：担い手支援課担い手支援班 096-333-2382
2：むらづくり課農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

耕畜連携体制緊急整備事業

<事業目的>

自給飼料に立脚した足腰の強い畜産経営を目指すとともに、家畜排せつ物を適正に堆肥化して有効に活用するため、耕種農業と連携した飼料生産等を推進します。

<背景／課題>

- ・ 飼料価格の高騰により、飼料を輸入に依存するリスクが顕在化しています。このため、国産飼料基盤の拡大・強化に係る取組が求められています。
- ・ 堆肥の生産量は家畜の飼養頭羽数の増加に伴って増加していることに加え、半導体関連工場の進出に伴い、資源循環型畜産の基盤となる農地の減少が懸念されています。このため、堆肥の広域利用拡大に係る取組が求められています。

<事業内容>

- 1 堆肥利用・飼料生産体制整備事業
耕畜連携による飼料の生産・調製に必要な施設整備・機械導入
耕畜連携や環境保全等のための良質堆肥生産や堆肥利用に必要な施設整備・機械導入
- 2 堆肥新規利用拡大事業
耕種農家への堆肥利用を促進するために必要な経費を支援

<事業主体> 農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する集団 等

<補助率>1/2 以内、定額

<採択要件>

- (1) 農業者の組織する集団が事業実施主体となる場合は3戸以上の農家で構成され、事業実施計画において耕畜連携が図られる計画となっていること。
- (2) 事業実施計画において、堆肥の利用量及び飼料の供給量が増加する計画となっており、その増加が確実に見込まれること。
- (3) 堆肥の供給元と供給先において利用協定が結ばれていること、もしくは事業実施年度内に利用協定を結ぶことが確実に見込まれること。 等

【お問い合わせ先：畜産課 経営環境班 096-333-2398
草地飼料班 096-333-2399】

耕畜連携体制緊急整備事業

- 世界情勢の不安などを背景に飼料や肥料等の価格が高止まっており、生産資材を輸入に依存するリスクが顕在化
- 半導体関連工場の進出に伴い、飼料生産、堆肥利用のサイクルによる資源循環型畜産の基盤となる農地が減少
 - 輸入飼料に過度に依存しない、自給飼料に立脚した足腰の強い畜産経営を目指す必要
 - 家畜排せつ物を適正に堆肥化し、肥料、土づくり資材として有効に活用。耕種農業と連携した飼料生産、農産物生産を推進

<現状・課題>

～自給飼料～

- 輸入穀物を原料とする配合飼料や輸入乾牧草価格の高騰が長期化。自給飼料生産基盤の強化が喫緊の課題
- 畜産農家による作付拡大だけでは限界があり、飼料生産に係る土地基盤、担い手の確保が必要



～堆肥の生産・利用～

- 家畜飼養頭羽数の増加により堆肥の生産量増加
- 半導体関連工場、中九州横断道路の建設により、堆肥を利用する農地が減少
- 更なる堆肥の広域流通が必要
- 堆肥利用拡大のための組織体制の確立、機械等の整備が必要

- 耕畜両面からの自給飼料生産・利用基盤の強化
- 肥料価格高騰を背景とした家畜排せつ物利活用の推進

<事業概要>

○事業内容

(1) 堆肥利用・飼料生産体制整備事業 【補助率：1/2以内】

- ① 耕畜連携による飼料の生産・調製のための施設整備及び機械導入を支援
- ② 耕畜連携や環境保全等のために取り組む良質堆肥生産に必要な施設整備及び機械導入を支援

(2) 堆肥新規利用拡大事業

- 堆肥利用拡大のための研修会等の開催に必要な経費を支援
- コントラクターや畜産農家等が耕種農家への堆肥利用を促進するために必要な経費を支援

○負担割合 (1) 県1/2以内、(2) 県10/10

○事業主体 農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する集団等

○事業期間 令和8年度

<イメージ図>



地下水と土を育む農業育成事業 (地下水と土を育む農業総合推進事業の一部)

<事業目的>

土づくりを基本とした適正施肥に必要な土壌診断費用の助成、化学肥料及び農薬を低減する技術の導入・普及に関する活動や有機農業の取組み拡大を支援し、グリーン農業のより一層の拡大と高度化を推進します。

<背景/課題>

- ・ 熊本の宝である地下水や肥沃な土を農業生産活動を通して育み、次の世代へ引き継いでいくため、平成27年に「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を制定しました。
- ・ 化学肥料及び農薬を削減するくまもとグリーン農業の推進に当たっては、取組みの高度化と更なる化学肥料・農薬の削減が課題となっています。

<事業内容>

- 1 適正施肥推進
農業者による作付前土壌診断経費補助
- 2 くまもとグリーン農業生産拡大支援
(1) 減化学肥料・減農薬技術の導入検討及びグリーン農業農産物の販促等経費補助
(2) 減化学肥料・減農薬及び有機農業の取組みに資する資材、機械等の導入経費補助

<事業主体>

- 1 : 市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等
- 2 : 市町村、農業団体、農業者の組織する団体、地域農産物をブランド化する団体、NPO法人、物産館、直売所等

<補助率>

- 1 : 1/2 以内 (上限 1 千円/診断 1 件。ただし、CEC 及び腐食を測定する場合は 1.5 千円/診断 1 件)
- 2 の (1) : 1/2 以内、購入機会拡大支援の取組み定額 (上限 50 万円)、
- 2 の (2) : グリーン農業技術導入 1/3 以内、特別栽培以上の減化学肥料・減農薬の取組み及び有機農業の取組み 1/2 以内

<採択要件>

- 1 事業主体がくまもとグリーン農業の生産宣言又は応援宣言を行っていること。
- 2 受益農業者数がおおむね5戸以上であること。
- 3 受益農業者の全員がくまもとグリーン農業生産宣言を行うか又は申出を行っていること 等

【お問い合わせ先：農業技術課 みどりの農業推進班 096-333-2383】

【地下水と土を育む農業育成事業】

目的

- 土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等の推進
- ① 土づくりと土壌分析の推進
 - ② グリーン農業生産・消費拡大と高度化推進

I 適正施肥推進

1 土壌分析支援

【補助率1/2以内】
(上限1千円/診断1件。
ただし、CEC及び腐食を
測定する場合は1.5千
円/診断1件)

農業者が負担する作付前土壌診断に
要する経費

作付前土壌診断費用の助成

化学肥料の
使用量削減

II くまもとグリーン農業生産拡大支援

1 推進事業

【補助率①②1/2以内、
③定額(上限50万円)】

①技術導入検討会の開催、有機JAS認証
取得、消費者との交流会等に要する経費

②グリーン農業マーク等の作成に伴う掛増
経費、表示マークを貼付した農産物の販
売促進等に要する経費

③くまもとグリーン農産物及び地下水と土
を育む農畜産物のPR、販売コーナーの
設置 等

①有機JAS認証の取得、国際水準
GAP認証の更新(団体のみ)、検討
会・研修会の開催 技術実証展示ほ設
置、消費者交流会、啓発資料作成

②グリーン農業表示マーク及び地下水と
土を育む農畜産物等の認証マーク入り
包装資材・マークシール印刷、マーク
を活用した販促活動に係る経費 等

③マークを活用した農産物の店舗等にお
けるPRに関する資材等作成に要する
経費

一層の化学肥料・農薬使用量の削減と
環境負荷低減

2 技術導入支援

【補助率1/3以内
又は1/2以内※】

堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化
学肥料・減農薬、及び有機農業の取組拡大
に資する資材、機械の導入経費 等

・堆肥散布機、局所施肥機、簡易堆肥舎
・防蛾灯、熱水・蒸気土壌消毒機、
天敵・フェロモン・微生物資材 等

※グリーン農業技術導入【補助率1/3以内】、特別栽培以上の減化学肥料・減農薬の取組み及び有機農業の取組み【補助率1/2以内】

熊本県環境保全型農業直接支払事業

<事業目的>

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止と生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要となります。
- ・ 特に、環境問題に対する関心が高まる中、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に対する積極的な貢献が求められています。

<事業内容>

環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みに加え、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援

<事業主体>

農業者の組織する団体等

<負担割合>

国1/2以内、県1/4以内、市町村1/4

<採択要件>

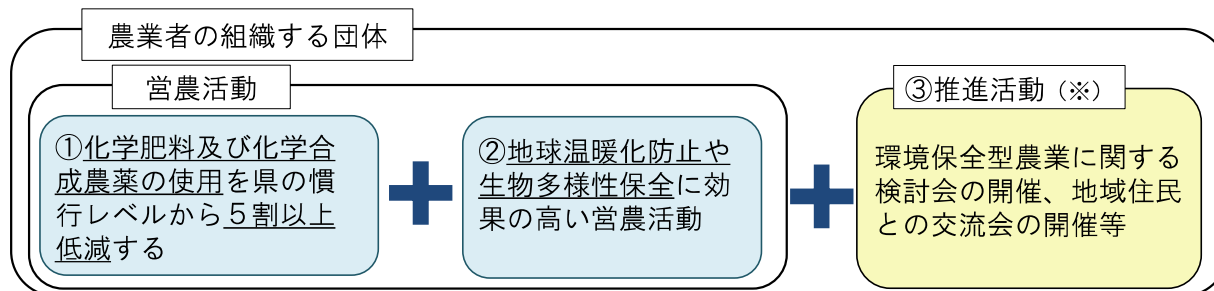
- 1 対象地域：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく促進計画を作成している市町村
- 2 対象農地：農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地
- 3 対象者：農業者等の組織する団体及び市町村の認定を受けた一定の条件を満たす農業者で、主作物について販売を目的とした生産を行っており、『みどりチェック』チェックシートの各取組にチェックした上で提出すること 等

【お問い合わせ先：農業技術課 みどりの農業推進班 096-333-2383】

熊本県環境保全型農業直接支払事業の取組について

取組要件

- 【対象者】 主作物について販売目的で生産を行い、『みどりチェック』チェックシートの各取組にチェックした上で提出している農業者等で組織された団体等
- 【対象地域】 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく促進計画を作成している市町村
- 【対象農地】 農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地
- 【支援対象活動】 以下の①～③の取組みを全て実施すること



※③の推進活動は、中山間地農業ルネッサンス事業に係る「地域別農業振興計画」に本事業が位置づけられている市町村において、取組面積の過半が中山間地域である農業者団体等については、免除の適用を受けることができる(平成29年度から)。

支援対象となる営農活動

	対象取組	10a当たり支援単価
全国共通取組	有機農業(飼料・雑穀等)	14,000円(3,000円)
	緑肥の施用	5,000円
	堆肥の施用	3,600円
	総合防除(飼料・雑穀等)	4,000円(2,000円)
	炭の投入	5,000円
取組拡大加算	新たに有機農業の取組みを開始する同一農業者団体内の農業者に対する指導・助言・相談対応の活動支援	4,000円 ※指導等によって増加した新規取組面積が対象

○支援単価の負担割合 国1/2 県1/4 市町村 1/4



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用



総合防除

農業者が安心して取り組める「地下水と土を育む農業」推進

くまもとのきれいで豊かな地下水と豊かな土壌を次世代に引き継ぐ